

福島医発第2288号(総)

平成18年3月24日

日 本 医 師 会
会長 植 松 治 雄 殿

福 岡 県 医 師
会長 竹 嶋 康



福島県立大野病院産婦人科医師不当逮捕について(要望)

先般、福島県立大野病院で帝王切開中の大量出血により患者さんが死亡し、産婦人科医が業務上過失致死罪、および異状死の届出義務違反で逮捕されたことを受け、今般、福岡県産婦人科医会並びに日本産科婦人科学会福岡地方部会より別添のとおり福島県警・福島県知事に対し抗議文が出され、本会へ協力依頼がなされました。

本件は、業務上過失致死容疑の理由を「癒着胎盤を予見できた」としておりますが、ご承知のとおり、現在の医療水準では完全には予見できず、当該医療が過誤であるとの判断には疑問が残ります。

今後もこのような医学的にも未だ解決されていない医療結果について、刑事介入され、更には医師を不当にも逮捕するということが起これば、医師は危険性を伴う手術など積極的な治療が出来ず、結果として萎縮診療になり医療のレベルは低下の一途をたどり、日本医療の崩壊にもつながります。

本会といたしましては、医療の崩壊への流れを食い止めるためにも、早急に医師法21条の改正を含めた法整備を貴職より関係団体等に働きかけいただきますよう要望いたします。